

Title	カンボジアにおける法整備支援の概要
Sub Title	The legal assistance in Cambodia
Author	三澤, あずみ(Misawa, Azumi)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2006
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.5 (2006. 5) ,p.365- 372
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	「法と開発」フォーラム
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20060515-0365

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

カンボジアにおける法整備支援の概要

三 澤 あずみ

- 1 ポストコンフリクト国家の典型・カンボジア
- 2 カンボジアの司法制度の現実
- 3 起草支援
- 4 法曹養成支援
- 5 カンボジアに対する法曹養成支援の課題と問題点
- 6 カンボジア法整備支援の今後の課題と問題点

1 ポストコンフリクト国家の典型・カンボジア

カンボジアは、1880年代にフランスの植民地となり、その後、1950年代に独立するも、1970年代から内戦と政治的混乱が続いた。近隣のベトナムやラオスでも抗争や内戦があったが、それらは1970年代にはほぼ収まったのであり、カンボジアは遅れること20年弱、1991年のパリ和平協定をきっかけにようやく和平と復興に取り組み始めた。その後もクーデター未遂や政党間の武力衝突が発生し、国際社会の信用を取り戻したのは、1998年に実施された第2回総選挙が「おおむね自由公正」に行われた後である。つまり、一応の民主的選挙が行われるようになって10年余り、国情が落ち着き始めて5～6年というのがカンボジアの置かれた状況である。

2 カンボジアの司法制度の現実

カンボジアにおいては、長期の内戦や混乱の間に社会的インフラが徹底的に破壊され、多くの国民が犠牲になり、あるいは国外への脱出を余儀なくされた。特に1975年から1979年まで続いたポル・ポト政権下では知識層が徹底的に虐殺され、法律家もその例外ではなく、生き延びた裁判官は数名に過ぎなかったとの説もある。

知識層への徹底した弾圧は、内戦終結後に深刻な後遺症をもたらしている。すなわち、立法機関の立法能力が極めて低く、内戦中に散逸した法典を再構築できず、民主国家に必要な法典を自ら起草することもできなかった。また、裁判官の不足を補うため、教師等が新たに裁判官に任命されたが、彼らに対する十分な法学教育は実現せず、法学教育を受けていない者が法曹となる例が珍しくなかった。

その結果、裁判官が裁判の現場において適切な法的判断を下せない、類似事案であるのに裁判官によって大きく判断が異なるなどの混乱や停滞が生じている。また、書記官、執行官等の司法関係者も同様であり、司法制度が十分に機能していない。

このように法曹の質が低い上に人数も絶対的に不足している。現在、カンボジアの裁判官及び検察官は合計で約200名、弁護士は約230名であり、人口10万人あたりの実務法曹数は約4名である。実務法曹の数が少ないと批判されている日本でも、人口10万人あたりの実務法曹数は約20名であるから、カンボジアの実務法曹の不足がいかに深刻かが理解できよう。

3 起草支援

カンボジアに対する日本政府の法整備支援の歴史はベトナムに次いで長く、1996年、裁判官、検察官、弁護士、司法省職員等を対象として、日本の法制度を紹介・研究するための本邦研修が開始された。

その後、カンボジア司法省からの要請に基づき、調査と協議を重ねた後、カンボジア司法省をカウンターパートとして民法及び民事訴訟法案の起草を支援することに合意し、1999年3月、両草案の起草を中心とした法整備支援プロジェクト（フェーズ1）がJICA重要政策中枢支援の一環として開始された。

このプロジェクトにおいては、日本側に大学教授、裁判官、弁護士及び法務総合研究所国際協力部教官を委員やオブザーバーとする民法作業部会及び民事訴訟法作業部会が置かれ、これら部会が民法及び民事訴訟法の第一次案の起草に当たった。先に述べたようにカンボジア側の起草能力が乏しかったためである。そして、現地ワークショップや本邦研修において、作業部会委員が一条条ずつ条文案を解説し、カンボジア側の質問に答えるとともに、カンボジアの実情を踏まえた要望に基づき、作業部会において条文案を修正し、確定させた。

また、カンボジア側においては、現地専門家として弁護士1名、業務調整員1名が派遣され、カンボジア司法省職員及び裁判官をメンバーとするワーキング・グループと協議を重ねて条文案のクメール語訳を確定させた。

このような方法は、日本側が一方的に起草する方法に比べて格段に時間を要し、当初は、他の支援機関や支援国のみならずカンボジア側からも「時間がかりすぎていつ法案ができるか分からない」との批判があったと聞く。カンボジア側にすれば、一刻も早く近代国家としての外形を整えたいとの切迫した要望があると思われるが、一方的な起草には、被支援国の既存の制度や習慣の検討が不足し、せっかくの法律が機能しない危険がある。いわば、容れ物だけ作って中身がない状態になりやすいのである。

さらに、日本側とカンボジア側が双方向の議論を尽くして起草を行った結果、議論を通じたカンボジア側の能力向上という効果も得られた。いまやカンボジアワーキンググループのメンバーのうち数名は民法及び民事訴訟法草案をよく理解し、法的思考力をつけており、彼らが今後、カンボジア司法界の中心となることは間違いないであろう。

両草案は、2003年3月までに完成し、カンボジア側に引き渡された。しかし、民法草案については、土地法の関係条文との間で調整が必要となったほか、両

草案が機能するためには、経過規定や関連法令（執行官法、供託法等）の起草も必要であることから、2004年、法整備支援プロジェクト・フェーズ2が実施され、両草案の逐条解説の作成や関連法令の起草支援が行われている。その結果、民事訴訟法草案は、2005年7月に国会に提出され、今年中に法律として成立することが期待され、民法草案も閣僚評議会（日本の内閣に相当）にて国会提出を目指して審議中である。

両草案は、日本法に類似しながらも、カンボジアの実情を踏まえたものとなっている。民法は、パンデクテン類似の方式により総則、物権、債権及び親族を網羅しつつ、カンボジア側の要望により、居住権等の日本民法にない物権が規定されたほか、日本民法に比ベ定義規定が多く置かれている。民事訴訟法は、狭義の民事訴訟手続、民事執行手続、民事保全手続から構成され、日本民事訴訟法と同じく当事者主義、弁論主義及び処分権主義を採用する反面、第1回口頭弁論に先立ち必要的に弁論準備手続を置くなどの違いがある。

4 法曹養成支援

司法制度は、法の支配の徹底による個人の権利及び利益の救済を終局の目的とするが、これが具体的かつ端的に顕れる場が裁判である。適正な裁判とは、充実した法規範と制度の存在を前提に、裁判官をはじめとする検察官、弁護士、書記官等の司法関係者がこれらを適切に解釈・運用することによって初めて実現されるものであり、法規範が存在するだけでは、実は不十分なのである。

それでは、なぜ日本がカンボジアの法曹養成を支援するのか。最大の理由は、カンボジアにおいて日本法に類似した民事訴訟法が成立しようとしていることである。裁判実務は民事訴訟法典に基づいて運営されるものであるから、訴訟法が類似していれば裁判実務もまた類似したものになると予測される。つまり、日本がこれまで培ってきた民事裁判の実務が、カンボジア民事訴訟法成立後の新たな民事裁判制度においても相当役立つと期待される。

次の理由は、カンボジアも日本と同じくキャリア裁判官制度の国だからであ

る。アメリカのように経験豊富で優秀な弁護士の中から裁判官が任命される制度においては、裁判官養成という意味での法曹養成は実施されていない。これに対して、キャリア裁判官制度を採用する日本では、司法研修所において裁判官としての能力涵養のための教育、民事裁判に即して言えば主張整理と事実認定、判決起案のそれぞれの技術の習得を目指した実務法曹教育が行われており、そのノウハウもまたカンボジアにとって有用であると思われる。

そこで、現在、カンボジアにおいては、日弁連による弁護士養成校支援、法務総合研究所等による司法官職養成校支援という二つの法曹養成支援が実施されている。

前述のとおり、カンボジアにおいては法曹の質の低さが問題視されており、この点を改善するため、2002年、裁判官及び検察官の養成・教育機関として王立司法官職養成校が設立された。その後の組織改編により、王立司法官職養成校は、その後に新設された王立書記官養成校とともに王立司法学院の一機関となったが、その役割に変更はない。

王立司法官職養成校は、主に新規裁判官及び検察官の養成と現職裁判官及び検察官の継続教育を担っており、2003年11月に、1期生55名（うち50名は試験によって選抜、5名は政府による推薦）が入学した。隔年で研修生を入学させており、2006年4月、2期生75名が入学する予定である。新規養成研修期間は2年間であり、8か月間の前期研修、12か月間の実務研修、4か月間の後期研修から構成される。しかしながら、講師がみな非常勤である上、教官会議もほとんど開催されないため、体系的なカリキュラムが存在しない。しかも、多くの支援機関や支援国が、王立司法官職養成校の要請に応じて様々な講義を実施したため、益々カリキュラムが混乱する結果を招いた。そして、教材の作成は各非常勤講師に一任されており、各講師は、準備時間の不足や教育方法に関する知識の不足から、十分な教材を準備できないまま講義を行うこととなった。

法務総合研究所国際協力部は、JICAに要請され、2004年、当職を短期専門家として6か月間、司法官職養成校に派遣して上記のような問題点を洗い出し、「教官の組織化」「民事カリキュラム及び教材の充実」に重点を置いたプロジェ

クト案を策定した。その後、当部教官が延べ9か月間、JICA短期専門家として派遣され、プロジェクト案を一部前倒しで実施しながら修正を加え、2005年11月ころには正式にプロジェクトを立ち上げ、当部教官が常駐してプロジェクト実施を推進する予定である。

プロジェクトの実施に際しては、カンボジアにJICA専門家として派遣される当部教官をバックアップするため、当部教官、司法研修所教官、裁判官OB、弁護士、起草に関与した裁判官を委員とする研究会が発足しており、実務と理論の両面に関し、適宜必要な助言やコメントがもたらされている。

5 カンボジアに対する法曹養成支援の課題と問題点

本来、実務法曹教育は、訓練の対象者が実体法及び手続法に関する基本的理論を習得していることを前提に、それを裁判の現場で運用するための実務的な技術と理論を教授するものである。ところが、前述のとおり、カンボジアではようやく民法及び民事訴訟法草案が完成したものの、これらは未だ法律として成立していないため、ほとんどの司法関係者や大学教員は、両法案の内容を理解していない。したがって、両法律が成立して普及するまでの当面の間、司法官職養成校において、研修生に対し、両法律（草案）の基本的理論に関する教育も行わなければならない。そこで、プロジェクトにおいては、民事カリキュラムの中でカンボジア人教官による民法講義を実施する予定であり、現在、そのための演習教材の作成や講義計画の策定を支援している。

また、裁判実務を教授することが実務法曹教育の主眼であるが、ここで注意しなければならないことは、裁判実務は、訴訟法によって定められた大枠の中で、裁判所における慣行によって確立され、それを追認する形で訴訟規則が定められるという点である。つまり、民事訴訟法草案が法律として成立することに伴い、新しい裁判実務が当然に発生するのではなく、カンボジアの各裁判所における試行錯誤を経て初めて裁判実務が確立される。したがって、司法官職養成校における実務教育の支援は、単に確立された実務を教授する方法だけで

はなく、新民事訴訟法の成立に伴い、訴訟指揮のあり方や各種調書、判決書等といった各種裁判手続をどのように改善しなければならないかといった点に及ばざるをえない。そこで、プロジェクトにおいては、カンボジアの司法官職養成校教官及び司法省職員による民事第一審手続マニュアルの作成を支援しており、彼らの執筆過程において、必要な情報提供を行っている。また、判決書については、実際のカンボジアの判決書を材料に当事者の主張整理部分の書き方、理由部分の書き方などについて今後検討する予定である。

6 カンボジア法整備支援の今後の課題と問題点

当職は、2年余りの間、カンボジア法整備支援、特に法曹養成プロジェクトの立ち上げと実施に関与してきたが、その経験を踏まえて今後の課題を挙げるとすれば、第一にカンボジア側カウンターパートの自立性（オーナーシップ）を育てることであろう。国際支援における被支援国の自立性の涵養は、法整備支援のみならずあらゆる分野でその重要性が強調されているが、カンボジア法整備支援の分野では、司法官職養成校に限らず、支援機関や支援国に対する依存性が顕著である。

例えば、当初、司法官職養成校からは、日本から専門家を派遣して民法や民事訴訟法の講義を実施してほしい、日本側で教材をクメール語で作ってほしい、研修生を日本の司法研修所や裁判所に留学させてほしいといった要請がなされていた。しかし、これらの要請を受け入れることは、日本側が「代替教員」を努めることであり、司法官職養成校の組織は強化されず、カンボジア教官の能力も向上しないという結果をもたらす危険がある。実務法曹養成機関としての司法官職養成校の使命は、定期的に、一定の質及び量の裁判官及び検察官を供給することにあるから、法曹養成プロジェクトは、司法官職養成校がこの使命を全うできるだけの能力を獲得するように設計されなければならない。

そこで、法曹養成プロジェクトにおいては、原則として司法官職養成校のカンボジア人教官がカリキュラム策定や教材、講義案作成の作業を実施し、日本

側はそれに対して必要な情報を提供するという枠組みを採用したいと考えている。しかし、司法官職養成校の依存傾向は強く、カンボジア人教官による作業の必要性ばかりを説くと、プロジェクトに対する理解や協力が得られず、結局プロジェクトもが頓挫しかねない。そこで、初期段階においては、日本人専門家とカンボジア人教官との合同講義といった折衷的なものを実施する予定であり、2006年4月開講予定の2期生前期研修においては、当部教官をはじめとする日本人専門家が合計で30時間余りの民法合同講義を実施する予定である。

カンボジアの法曹が自ら作業を行うことは、自立性という観点からも重要であるのみならず、今後、法整備支援の内容を民法及び民事訴訟法の普及、ひいては民事裁判制度の確立へと発展させるためにも必要不可欠である。前述したように、新民事訴訟法における裁判実務は、カンボジアの裁判官や書記官、弁護士の数や能力、裁判所が利用できる物的インフラなどの要因を考慮し、各裁判所における検討と試行錯誤を経て確立されるべきである。また、紛争解決の指針となる民法の解釈も、結局は相反する利益のどちらを優先すべきかという価値判断による。つまり、裁判実務も民法の解釈も、法理論以外の政策的要素を踏まえている以上、日本として一応の提言はできても、最終的にはカンボジアの法曹自身が解決するほかない。したがって、今後はこれまで以上に、カンボジア側の自立発展を促すための法整備支援が必要であろう。

第二の問題として、これも従前から言われている事柄であるが、支援機関や支援国（ドナー）間での調整が挙げられる。カンボジアにおいては、フランスや日本といった大陸法系の国、世界銀行やアジア開発銀行（英米法系のローヤーが多い）、カナダ、オーストラリアといった英米法系の機関や国が法整備支援活動を行っており、相互に整合しない立法がなされたり、前述の司法官職養成校のカリキュラムのように混乱を来している例が見られる。法整備支援は、被支援国の利益を目指すとともに、支援の成功という成果が求められる点で、ドナーの利益をも反映するものであるから、ドナー間調整は一筋縄ではいかず、そこに明確な方法論やルールを作り出すことは相当に困難であり、この問題の解決が今後の大きな課題である。